

社協の保険の手引

ふれあいサロン・
社協行事傷害補償

ご加入手続きは、簡単便利なインターネットから!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索



福祉センター

△○社会福祉協議会

補償期間(保険期間)：平成22年4月1日(午前0時)～平成23年3月31日(午後12時)

社会福祉
法人 全国社会福祉協議会

(ご注意)別冊の「社協の保険、ふれあいサロン・社協行事傷害補償 約款集・重要事項説明書」(3月中旬頃送付予定)もあわせてご覧ください。

ふれあいサロン・社協行事傷害補償

普通傷害保険

ご注意!

- 「ボランティア行事用保険」のA2区分およびBプランに該当する行事につきましては引き続き「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
- 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」では、従来通り損害賠償責任の補償はありませんのでご注意ください。(社協の保険プラン1-①賠償補償に加入されていることを前提としたプランです。)
- 加入できるのは、都道府県・市区町村社協に限ります。(35ページQ3参照)

ふれあいサロン・社協行事傷害補償

ふれあいいいききサロン
ふれあい子育てサロン



社協が主催する行事
(ボランティア行事用保険の
A1区分の行事)

社協が行うふれあいサロン活動中や社協が主催する行事中に、その参加者の急激・偶然・外来の事故によるケガを補償します。また、活動のためのご自宅から活動場所までの往復途上や、お花見などの外出中の事故も対象となります。

対象となる活動

社会福祉協議会が行うふれあいサロン事業や社会福祉協議会が主催する行事(「ボランティア行事用保険」のA1区分行事のみ)

- ふれあいいいききサロン
- ふれあい子育てサロン
- 社協が主催する下記の行事
- など

行事区分表

地域福祉活動の一環として行われる行事が対象です

| | 行事区分 | 行事の例 |
|---------------------|------|--|
| Aプラン (宿泊を伴わない行事) | A1 | 各種講習会、各種研修会、会議、会合、施設見学会、食事会、ハイキング、空缶拾い、いちご狩り、遠足、お花見会、オリエンテーリング(徒歩によるもの)、河川清掃、草むしり、テニス、街頭募金、ゲートボール、コンサート、山菜取り、潮干狩り、自然観察、海岸清掃、水泳、ソフトボール、炊き出し、田植え、ドッジボール、ヘルパー活動、人形劇、花火大会(市販程度のもの)、花火見物、バーベキュー、バザー、バレーボール、ボウリング、盆踊り、豆まき大会、もちつき、雪かき、ラジオ体操、料理教室、老人スポーツ大会 |

被保険者(保険の補償を受けられる方)

ふれあいサロンや社協行事の参加者・社会福祉協議会職員・ボランティアなど

保険金をお支払いする主な例

- ◆行事開催中、参加者が石につまずき転んでケガをし通院した。
- ◆ふれあいサロンに参加するため家を出て歩いて会場に行く途中、自転車に接触してケガをし通院した。
- ◆ふれあいサロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折し入院した。
- ◆ボランティアが、行事中に誤って手を切ってしまう通院した。
- ◆社協職員が、行事中に日射病になり病院に搬送され、入院した。
- ◆社協職員が、自動車で会場に行く途中に自動車事故にあい骨折し、後遺障害が生じた。
- ◆行事でお弁当が配布され、参加者が食中毒になり通院した。

など

保険金をお支払いできない主な例

- 故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為または犯罪行為によるケガ
- 脳疾患・疾病、心神喪失によるケガ
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見(医師が視診、触診や画像診断などによって症状を裏付けることができるもの)がないもの

- 地震・噴火・津波によるケガ
- 戦争・暴動・労働争議によるケガ

など

お支払いする保険金 健康保険、労災保険、生命保険等とは関係なくお支払いします

- 死亡保険金 ……偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
- 後遺障害保険金 ……偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3～100%をお支払いします。
*死亡保険金および後遺障害保険金のお支払いは合計して補償期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- 入院保険金 ……偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- 手術保険金 ……入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍・20倍または40倍）を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
- 通院保険金 ……偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院（往診を含みます）に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。
*次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。
 - 回復程度を確認するための通院
 - 薬剤や診断書の入手、検査、その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院
 - ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど簡単な処置だけの通院

※死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

※ケガをされた時に既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が重くなったり治療期間が長くなったりした場合は、その影響を控除して保険金をお支払いします。

補償金額・保険料

| 補償内容 | | Aプラン | Bプラン |
|------|------------|---------------------|---------------------|
| 補償金額 | 死亡・後遺障害保険金 | 210万円 | 530万円 |
| | 入院保険金日額 | 2,800円 | 4,700円 |
| | 手術保険金 | 28,000円 | 47,000円 |
| | | 56,000円 112,000円 | 96,000円 188,000円 |
| | 通院保険金日額 | 1,600円 | 2,600円 |
| 保険料 | 1名・1日あたり | 13円 | 27円 |

○ふれあいサロン・社協行事の参加者のうち、社協職員・ボランティアを補償の対象から除くことができます。その場合は、その旨を、加入依頼書（名称・場所など欄）に明記してください。

その他注意事項

- 加入申込者は都道府県・市区町村社協のみとなります。ボランティアグループや地区社協などがサロンを主催する場合は「ボランティア行事用保険」にご加入ください。
- 参加者名簿は必ず社協にて備え付けてください。加入申込時ご提出の必要はありませんが、保険金ご請求時に必要となります。
- 賠償事故は対象となりません。「社協の保険」のプラン1-①賠償補償のご加入をおすすめします。
- 「ボランティア行事用保険」のA2に該当する行事は対象となりませんので、「ボランティア行事用保険」(A2)にご加入ください。
- 宿泊行事は対象となりませんので、「ボランティア行事用保険」(Bプラン)にご加入ください。
- 「ふれあいサロン・社協行事傷害補償」には1日の最低加入人数条件はありません。

保険料の計算例 加入例/1日参加人数50名、年間開催日数10日間で
Aプランに加入する場合（全員）

年間延べ人数：50名×10日間＝500名
保 険 料：500名×13円＝6,500円

お問合せは

取扱代理店


株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

団体契約者

 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
TEL 03-3581-7851

引受損害保険会社

(幹事会社) 日本興亜損害保険株式会社
公務部 医療・福祉法人課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL 03-3231-7545 FAX 03-3231-7930
株式会社損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険株式会社

●事故が発生した場合には、ただちに各都道府県の日本興亜損保の事故受付窓口までご連絡ください。

各都道府県の事故受付窓口のご連絡先は、本手引き52ページ～53ページに記載されています。

※平日夜間、土日祝日の場合でお急ぎの場合は、下記の事故受付センターにご連絡ください。

TEL 0120-258-110 (お電話のおかけ間違いにご注意ください。)

なお、耳や言葉の不自由な方は下記の事故受付センターまでFAXにてご連絡ください。

FAX 0120-889-204 (FAX番号のおかけ間違いにご注意ください。)

●この手引きは、概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは日本興亜損保へお問い合わせください。